

## 建築設計業務契約条項

### (総 則)

第1条 発注者及び受注者は、契約書又は注文書及び請書(以下「契約書」という。)記載の設計業務(以下「業務」という。)に関して、契約書に定めるもののほか、この条項に基づき、仕様書等(契約書に付属する仕様書の他、図面、設計内訳書並びに質問回答書を含む。以下「仕様書等」という。)に従いこれを履行する。

### (権利義務の譲渡等の禁止)

第2条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

2 受注者は、この契約の対象となる設計成果品(未完成の成果物及び業務を行う上で得られた記録等を含む。以下「設計成果品」という。)を第三者に譲渡し、貸与し、又は質権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

### (秘密保持義務)

第3条 受注者は、この契約に関して知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。ただし、受注者が第8条第1項に規定する下請負人を使用する場合は、その者に対して秘密の保てる措置を講じて必要な範囲内で開示することができる。この契約終了後においても、この項に基づく秘密保持義務は、継続する。

2 受注者は、この契約の内容又は成果を発表し、公開し、又は他の目的に供しようとするときは、あらかじめ、書面により発注者の承認を得なければならない。

3 受注者は、前二項の義務に加えて、発注者の秘密文書取扱規程(17(規程)第54号)、秘密文書の安全管理に関する発注者の規則等、発注者の定める秘密文書の安全性確保のための義務を遵守しなければならない。

4 発注者が保有する個人情報については、この条に代えて、第41条を適用する。

### (契約保証金)

第4条 受注者は、入札説明書等において発注者の示した契約条件に従い、契約の保証を付さなければならない。

### (許認可手続等に対する協力)

第5条 受注者は、発注者が関係法令に基づき、この契約に関して必要な許可、認可、承認等の申請に関する手続を行うときは、当該手続に必要な資料を発注者に提出する等の協力をしなければならない。

### (著作権等の侵害の防止)

第6条 受注者は、この契約の履行に当たり、第三者に帰属する著作権その他の知的財産権を使用するときは、当該第三者からその使用に必要な権利の許諾を受け、発注者が支障なく設計成果品を使用することができるようにしなければならない。この場合において、万が一、発注者が設計成果品の

使用に関して第三者から知的財産権侵害の主張を受けた場合には、受注者は自己の責任と費用でその主張を防御し、又は解決し、発注者に対していかなる負担もかけないものとする。

(一括委任又は下請負の禁止)

第7条 受注者は、業務の全部を一括して、又は主たる部分(業務における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断をいう。ただし、業務の性質上、これにより難い場合は、仕様書等に記載した部分をいう。)を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

(下請負)

第8条 受注者は、業務の一部(主たる部分を除く。)を第三者に委任し、又は請け負わせること(以下「下請負」という。)を行おうとするときは、あらかじめ、下請負の相手方(以下「下請負人」という。)の名称その他発注者の指定する事項を記載した書面を発注者に提出し、承認を得なければならない。その内容を変更しようとするときも、同様とする。ただし、軽微な下請負又は軽微な変更については、この限りでない。

2 受注者は、下請負人の行為についても受注者自身が一切の責任を負うものとする。

(貸与品及び支給品)

第9条 発注者が受注者に貸与するもの(以下「貸与品」という。)及び支給するもの(以下「支給品」という。)は、仕様書等に定めるところによる。

2 受注者は、貸与品及び支給品を発注者の指定する期日までに発注者の指定する場所で引き取るものとする。この場合において、受注者は発注者に対し受領書を提出するものとする。ただし、発注者が必要としない場合はこの限りでない。

3 受注者は、貸与品及び支給品を、善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

4 受注者は、貸与品及び支給品のうち、業務の終了又は設計内容の変更等により不用となったものがあるときは、これを速やかに発注者に返納しなければならない。

5 受注者は、受注者の責めに帰すべき事由によって貸与品又は支給品を滅失又は毀損したときは、発注者の指定する期日までに代品を納め、若しくは原状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(監督員)

第10条 発注者は、必要と認めるときは、発注者の施設内での業務の実施について監督員を選任することができる。

2 発注者は、監督員を選任したときは、その氏名を受注者に通知しなければならない。監督員を変更したときも同様とする。

3 監督員は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 契約の履行についての受注者に対する指示、承諾又は協議
- (2) 仕様書等に基づく工程の管理、立会い等
- (3) 第16条に定める試験等の立会い

(管理技術者)

第 11 条 受注者は、業務の技術上の管理及び統轄を行う管理技術者を定め、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。管理技術者を変更したときも、同様とする。

2 管理技術者は、この契約の履行に関し、業務の技術上の管理及び統轄を行うほか、契約金額の変更、契約納期の変更、契約金額の請求及び受領、次条第1項の請求の受理、同条第2項の決定及び通知並びにこの契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく受注者の一切の権限を行使することができる。

3 受注者は、前項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうちこれを管理技術者に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を発注者に通知しなければならない。

(管理技術者等に対する措置請求)

第 12 条 発注者は、管理技術者又は受注者の使用人若しくは第 8 条の規定による下請負人がその業務の実施につき著しく不相当と認められるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置を執るべきことを請求することができる。

2 受注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について執るべき措置を決定し、その措置の結果について請求を受けた日から 10 日以内に通知しなければならない。

(異常時・緊急時の措置)

第 13 条 受注者は、事故の発生等の異常・緊急事態を発見したときは、直ちに必要な応急処置及び通報連絡を行う等、適切な措置を講じなければならない。

2 前項に定める措置を講じた場合は、受注者は発注者に速やかに報告しなければならない。

(安全確保等)

第 14 条 受注者は、業務の実施に当たっては、安全確保に関する法令及び発注者の定めた諸規則(発注者の特別の指示を含む。)を遵守し、自らの責任において安全確保の措置を講じなければならない。

2 業務の実施に関して事故が発生したときは、受注者は、その旨を速やかに発注者に通知しなければならない。

(損害賠償責任)

第 15 条 受注者は、この契約の履行に関して発注者に損害を与えた場合であって、他の条項の規定により損害が補填されないときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、その損害が、受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

2 受注者は、この契約の履行に関して第三者に身体的又は財産的損害を与えた場合は、これにより生じた損害賠償の責めを負わなければならない。

(試験等)

第 16 条 受注者は、仕様書等に定めるところに従い、設計成果品について試験又は検査(以下「試験等」という。)を行うときは、あらかじめ、その内容、日時、場所等を発注者に通知しなければならない。

2 発注者は、必要と認めるときは試験等に立ち会うことができる。

- 3 受注者は、試験等が終了したときは、遅滞なくその成績書を発注者に提出しなければならない。
- 4 試験等の立会いに必要な費用は、契約金額に含まれるものとする。

(業務の完了)

- 第17条 受注者は、業務を終了したときは、遅滞なく必要な書類を添えて発注者に報告しなければならない。
- 2 発注者は、前項に定める報告に関し、必要があるときは受注者に対して業務の内容について詳細な説明資料の提出及び説明を求めることができるものとし、受注者は速やかにこれに応ずるものとする。
  - 3 次条に規定する検査に合格した時をもって業務の完了とする。

(検査)

- 第18条 発注者は、前条の規定による報告があったときは、遅滞なく業務の完了の確認のための検査を行うものとし、受注者はこれに立ち会わなければならない。
- 2 受注者又は受注者の代理人が前項の検査に立ち会わないときは、発注者は単独で検査を行うことができる。この場合において、受注者は検査の結果について異議を申し立てることができない。
  - 3 第1項の立会いに要する費用は、契約金額に含まれるものとする。
  - 4 受注者は、第1項による検査に合格しない場合は、発注者の指示に従い、発注者の指定する期間内にこの契約に基づく義務を再履行した上、再度発注者に報告しなければならない。この場合においては、前条及び前三項の規定を準用する。
  - 5 発注者は前項において、受注者が正当な理由なく発注者の指示に従わない場合、受注者の負担においてこれを行なうことができる。

(官庁検査への協力)

- 第19条 受注者は、発注者が関係法令に基づき、この契約に関して政府等の検査(以下「官庁検査」という。)を受けるときは、これに協力しなければならない。
- 2 官庁検査に合格するため、設計成果品の修補をする必要がある場合は、受注者は、発注者と協議の上、速やかに修補を行わなければならない。この場合において、修補の原因が受注者の責めに帰すべき事由によるときは、受注者がその費用を負担しなければならない。

(設計成果品の引渡し)

- 第20条 受注者は、第18条第1項の検査に合格したときは、直ちにこれを発注者に引き渡さなければならない。
- 2 設計成果品が受注者の所有に属するときは、その所有権は前項の引渡しをもって受注者から発注者に移転するものとする。

(著作権等の譲渡等)

- 第21条 受注者は、設計成果品又は設計成果品を利用して完成した建築物(以下「本件建築物」という。)が著作物(著作権法(昭和45年法律第48号)第2条第1号に規定する著作物をいう。以下同じ。)に該当する場合、当該著作物に係る著作権(著作権法第27条及び第28条の権利を含む。)以

下同じ。)のうち受注者に帰属するものを前条の引渡し時に発注者に譲渡する。この場合において、受注者は、発注者又は発注者が指定する者に対し、著作者人格権を行使しないものとする。

- 2 受注者は、設計成果品又は本件建築物の形状等に係る意匠登録を受ける権利を前条の引渡し時に発注者に譲渡するものとし、受注者は、職務創作意匠について、意匠法(昭和 34 年法律第 125 号)第 15 条第 3 項において準用する特許法(昭和 34 年法律第 121 号)第 35 条が定める承継手続を講じるものとする。
- 3 受注者が、この契約以前から保有する知的財産権を設計成果品に使用する場合には、発注者又は発注者が指定する者に対し、設計成果品の利用(本件建築物の完成を含む。)に必要な範囲内で、無償かつ期間無制限での実施権又は利用権を許諾するものとする。
- 4 受注者は、業務の過程及び設計成果品の作成過程で生じた知的財産権を、すべて発注者に譲渡するものとし、第 20 条の設計成果品の引渡しをもって受注者から発注者に移転するものとする。

#### (業務対象物の部分使用)

第 22 条 発注者は、受注者による業務中であっても、業務対象物の全部若しくは一部について業務の完了前に使用し、又はこれに対して他の設備工事等を行うことができる。この場合において、受注者はこれに協力するものとする。

- 2 発注者は、前項の場合において、発注者の責めに帰すべき事由により受注者が損害を受けたときは、その損害を賠償するものとし、その賠償額は、発注者及び受注者間で協議して決定する。

#### (完了後の処理)

第 23 条 受注者は、検査に合格した日以降発注者が撤去を要求した作業用仮設設備、剰余材料等を発注者の指定する期日までに撤去しなければならない。

- 2 受注者は、前項による撤去を終了した場合は、速やかにその旨を発注者に届け出るものとする。
- 3 発注者は、前項にかかわらず受注者が撤去しない場合は、受注者の負担においてこれを撤去することができる。

#### (契約金額の支払)

第 24 条 受注者は、第 18 条第 1 項の検査に合格したときは、所定の請求書をもって発注者に契約金額の支払を請求するものとする。

- 2 発注者は、前項の請求書が適正であると認めた場合は、発注者の支払定日にその代金を受注者に支払うものとする。ただし、発注者の都合により第 18 条第 1 項の検査が著しく遅延したときは、発注者及び受注者間で協議の上、支払方法を決定することができる。

#### (履行遅滞)

第 25 条 受注者は、契約納期までに業務を終了することができないと認めるときは、遅滞なくその事由及び終了予定日を通知し、その指示に従わなければならない。

- 2 受注者は、契約納期を過ぎて業務を終了したときは、遅滞部分につき、契約納期の翌日から業務終了の日までの遅滞日数に応じて、契約金額に対して年 10 パーセントに相当する遅滞金を発注者に支払わなければならない。ただし、受注者の責めに帰し難い事由により業務終了が遅滞し、発注者がこれを認めた場合又は第 34 条の規定により契約の解除をしたときは、この限りでない。受注者の履

行遅滞による発注者の損害額が遅滞額の額を超える場合には、受注者はその超過額を発注者の請求書受領後速やかに発注者に支払わなければならない。

- 3 第 18 条第 1 項の検査の結果不合格となり、受注者のこの契約に基づく義務の再履行に係る遅滞日数は、発注者が不合格を通知した日から業務終了の日まで(契約納期内に要した日数を除く。)とする。
- 4 第 2 項における遅滞日数が履行遅滞の様態に鑑み不相当であるときは、発注者及び受注者間で協議の上、遅滞日数を決定する。

(危険負担)

第 26 条 設計成果品の引渡し前に生じた受注者の提供すべき設計成果品の滅失、毀損その他の損害は、全て受注者の負担とする。ただし、発注者の責めに帰すべき事由による場合はこの限りでない。

- 2 前項の場合において、設計成果品の既成部分に重大な損害が生じたときは、受注者は、事実発生後、直ちに状況を発注者に通知し、その確認を受けなければならない。

(契約不適合責任)

第 27 条 受注者が第 18 条第 1 項の検査において合格した業務につき、種類、品質又は数量に関して契約の内容に対する不適合(以下「契約不適合」という。)が認められる場合においては、発注者は、契約不適合を理由として、履行の追完その他本条に定める責任(以下「契約不適合責任」という。)の履行を請求することができる。

- 2 前項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、受注者に対し、契約不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号に掲げる場合は、発注者は、同項の催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

- (1) 履行の追完が不能であるとき。
- (2) 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (3) 契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。
- (4) 前三号に掲げる場合のほか、発注者が前項の催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

- 3 前二項の請求は、発注者による受注者に対する損害賠償の請求及び契約の解除を妨げない。

(契約不適合責任期間等)

第 28 条 発注者は、引き渡された設計成果品に関し、引渡しを受けた設計成果品による本件建築物の工事完成後 2 年以内であれば、契約不適合責任の履行の請求(以下この条において「請求等」という。)を行うことができる。ただし、契約不適合が受注者の故意又は重大な過失により生じた場合にあつては、上記に定める期間の制限は適用しない。

- 2 前項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等当該請求等の根拠を示して、受注者の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。
- 3 発注者が第 1 項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間(以下この項及び第 6 項におい

て「契約不適合責任期間」という。)の内に契約不適合を知り、その旨を受注者に通知した場合において、発注者が通知から1年が経過する日までに前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間の内に請求等をしたものとみなす。

- 4 発注者は、第1項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等を行うことができる。
- 5 契約不適合が受注者の故意又は重過失により生じたものであるときには、前各項に定める期間が経過した後であっても、履行の追完の請求を行うことができる。
- 6 民法第637条第1項の規定は、契約不適合責任期間については適用しない。
- 7 発注者は、設計成果品の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受注者に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等を行うことはできない。ただし、受注者がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。
- 8 引き渡された設計成果品の契約不適合が発注者の指図又は貸与品等の性状により生じたものであるときは、発注者は当該契約不適合を理由として、請求等を行うことができない。ただし、その指図が受注者の提案に基づくとき、又は受注者がその指図又は貸与品等が不相当であることを知りながらこれを通知しなかったとき、若しくは不相当であることに気付かないことにつき重過失があるときは、この限りでない。

(業務等の変更又は中止)

- 第29条 発注者は、必要と認めるときは、業務の内容を変更し、又は業務の全部若しくは一部の実施を一時中止することができる。この場合において、契約金額又は契約納期を変更する必要があるときは、発注者及び受注者間で協議して定める。
- 2 前項の場合において、受注者が重大な損害を被ると発注者が認めたときは、発注者は、その損害を賠償しなければならない。この場合の賠償額は発注者及び受注者間で協議して定める。

(発注者の請求による契約納期の変更)

- 第30条 発注者は、必要があるときは、業務等の全部又は一部について契約納期を変更することができる。
- 2 前条第2項の規定は、前項の場合に準用する。

(受注者の請求による契約納期の延長)

- 第31条 受注者は、天災その他受注者の責めに帰することができない事由により、契約納期までに作業を終了することができないときは、発注者に対してその事由を明らかにした書面をもって契約納期の延長を求めることができる。この場合において、その延長日数は発注者及び受注者間で協議して定める。

(事情変更に基づく契約の変更)

- 第32条 この契約締結後、契約納期内において、予期することのできない異常な事由の発生に基づく経済事象の変動その他の理由により契約内容が著しく不相当と認められるに至ったときは、発注者及び受注者間で協議して契約金額その他の契約内容を変更することができる。

(不当介入の対応)

第 33 条 受注者は、次の各号を遵守しなければならない。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)又は同法同条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)その他これらに準ずる者(以下「暴力団関係者」という。)による不当要求又は履行の妨害(以下「不当介入」という。)を受けたときは、断固としてこれを拒否すること。
- (2) 暴力団、暴力団員又は暴力団関係者(以下「暴力団員等」と総称する。)による不当介入があったときは、直ちに管轄の都道府県警察(以下「警察当局」という。)に通報するとともに、捜査上必要な協力を行うこと。
- (3) 前号により警察当局に通報したときは、速やかにその内容を記した書面により発注者に報告すること。
- (4) 受注者は、受注者の下請負人(下請負が数次にわたるときはその全てを含む。)に対して、第1号及び第2号を遵守させること。

2 前項第1号における暴力団関係者とは、次のいずれかに該当する者をいう。

- (1) 個人又は法人であるときには私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第2条第3項に規定する役員(以下「役員等」という。)が暴力団員であるか、若しくは暴力団員が個人又は法人の経営に実質的に関与していると認められる個人又は法人
- (2) 個人又は法人の役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められる個人又は法人
- (3) 個人又は法人の役員等が、暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、若しくは関与していると認められる個人又は法人
- (4) 個人又は法人の役員等が、暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる個人又は法人
- (5) 個人又は法人の役員等が、暴力団員であることを知りながら、これを不当に利用するなどしていると認められる個人又は法人
- (6) 前各号のほか、警察当局からの指導、見解等により発注者が暴力団関係者と認めた個人又は法人

3 発注者は、受注者が第1項に違反していると認められるときは、受注者に対して必要な措置を講ずるための指示を行うことができる。受注者は、発注者の指示を受けたときは直ちに従わなければならない。

4 受注者が暴力団員等から不当介入を受けたことによりこの契約の履行が遅延するなど契約納期に影響を受けたときは、発注者及び受注者間で協議してこれを解決するものとする。

(発注者の契約解除権)

第 34 条 発注者は、次の各号の一に該当するときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 受注者が正当な事由なく業務等を実施すべき時期を過ぎても実施しないとき。



- (2) 受注者が契約納期内又は契約納期後相当の期間内に業務を完了する見込みがないと発注者が認めたとき。ただし、発注者の責めに帰すべき事由に基づく場合は、この限りでない。
- (3) 受注者が第3条の規定に違反したとき。
- (4) 受注者が、発注者の監督、検査等に際し、発注者の正当な指示に従わないとき、又は不正若しくは不当な行為があると認められるとき。
- (5) 受注者が管理技術者を配置しないとき。
- (6) 受注者が正当な理由なく契約不適合責任を履行しないとき。
- (7) 前各号のほか、受注者がこの契約に違反したことによって契約の目的を達することができないと発注者が認めたとき。
- (8) 受注者が、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始若しくは特別清算開始その他これに類する法的整理手続開始の申立てをしたとき又はその資産若しくは信用状態が著しく低下したとき。
- (9) 受注者(受注者が共同企業体の場合にあっては、その構成員のいずれかの者)が、次のいずれかに該当するとき。
  - イ 個人又は法人の役員等が暴力団員等であると認められるとき。
  - ロ 下請負契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手が暴力団員等であることを知りながら当該者と契約を締結したと認められるとき。
  - ハ 暴力団員等であることを知らずに下請負契約、資材の購入契約その他の契約の相手方としていたときに、前条第3項における発注者の指示を受けたにもかかわらず、その指示に従わなかったとき。
  - ニ 正当な理由なく前条に違反したと認められるとき。
- (10) その他民法所定の解除事由があるとき。

- 2 受注者は、前項各号の一に該当する事由により契約を解除されたときは、契約金額の10分の1に相当する違約金を発注者の指定した期限までに発注者に支払わなければならない。
- 3 第1項第8号に該当し、かつ、次の各号に該当する場合において、当該各号に掲げる者がこの契約を解除したときは、受注者は契約金額の10分の1の額を発注者の指示する日までに発注者に支払うものとする。
  - (1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法(平成16年法律第75号)の規定により選任された破産管財人
  - (2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定により選任された管財人
  - (3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法(平成11年法律第225号)の規定により選任された再生債務者等
- 4 発注者は、第1項に定める場合のほか必要があるときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。
- 5 発注者は、前項の規定により契約を解除した場合で受注者に損害を与えたときは、その損害を補償するものとし、その補償額は発注者及び受注者間で協議して決定するものとする。
- 6 第2項又は第3項の場合において、発注者の被った損害が違約金の額を超えるときは、その損害に関する発注者の賠償請求を妨げない。
- 7 発注者は、第1項の規定により契約を解除した場合、契約に係る指名停止等の措置要領について

(17 契(通達)第9号)に基づき指名停止措置を講じることができる。このほか、契約の履行に関して、契約に係る指名停止等の措置要領について(17 契(通達)第9号)に該当する事項があった場合も同様とする。

(受注者の契約解除権)

第 35 条 受注者は、次の各号の一に該当する事由があるときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 第 28 条に規定する業務の内容の変更又は業務の一時中止が受注者に著しく不利となり、協議が成立しなかったとき。
- (2) 発注者の契約違反によって業務を完了することが不可能となったとき。

2 受注者が前項第2号の規定により契約を解除したときは、前条第 5 項の規定を準用する。

(契約解除に伴う措置)

第 36 条 前二条の規定により契約が解除された場合は、次のとおりとする。

- (1) 発注者は、必要と認めるときは、解除時に第 20 条第 1 項に基づく引渡し未了の設計成果品又はその既成部分の全部又は一部(以下「当該部分」という。)について、受注者に対して通知して、その所有権を取得することができる。
- (2) 前号の場合において、発注者は、当該部分を検査の上、業務の完了と認めることができる。この場合において、受注者は当該部分を発注者に引き渡さなければならない。
- (3) 前号の場合において、発注者は、発注者の認定する評価額を受注者に支払うものとする。
- (4) 第 2 号による業務完了の確認までの保全に要する費用は、受注者の負担とする。
- (5) 発注者が完了と認めないものについては、発注者が定めた期間内に受注者は原状に復さなければならない。
- (6) 第9条に定める貸与品又は支給品(第1号の既成部分に使用されているものを除く。)があるときは、受注者は、遅滞なくこれを発注者に返還しなければならない。ただし、貸与品若しくは支給品が滅失若しくは毀損し、又はその返還が不可能な場合については、第9条第5項の規定を準用する。
- (7) 受注者は、発注者から貸与を受けた土地建物等があるときは、発注者及び受注者間で協議して定めた期間内にこれを原状に復して発注者に返還しなければならない。

(談合等の不正行為に係る違約金等)

第 37 条 受注者(共同企業体にあつては、その構成員)が次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、契約金額(この契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額)の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

- (1) この契約に関し、受注者が独占禁止法第3条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第7条の2第1項(独占禁止法第8条の3において準用する場合も含む。)の規定に基づく課徴金の納付命令(以下「納付命令」という。)を行い、当該納付命令が確定したとき(確定した当該納付命令が独占禁止法第 63 条第2項の規定により取り消された場合を含

む。)

(2) 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令(これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業団体(以下「受注者等」という。)に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令全てが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。)において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

(3) 納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が当該期間(これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対し納付命令を行い、これらが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。)に入札(見積書の提出を含む。)が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

(4) この契約に関し、受注者(法人にあっては、その役員又は使用人を含む。次項第2号において同じ。)の刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

2 この契約が政府調達に関する協定(平成7年条約第23号)の適用を受け、かつ、前項第4号に規定する場合に該当する場合であって、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、前項に規定する契約金額の10分の1に相当する額のほか、契約金額の100分の5に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

(1) 前項第1号に規定する確定した納付命令について、独占禁止法第7条の3第2項又は第3項の規定の適用があるとき。

(2) 前項第4号に規定する刑に係る確定判決において、受注者が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。

(3) 受注者が発注者に発注者の入札申込者心得書第16の規定に抵触する行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。

3 前二項の規定は、発注者に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、発注者がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

(違約金等の支払)

第38条 この契約に基づき受注者から発注者に支払うべき遅滞金、違約金、損害賠償その他の債務(以下「違約金等」という。)があるときは、受注者は、発注者の指定する期日までに支払わなければならない。

2 受注者が前項の違約金等を発注者の指定する期間内に支払わないときは、受注者は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、法定利率の割合で計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。

(相殺)

第39条 発注者は、受注者が発注者に支払うべき遅滞金、違約金、損害賠償その他の債務がある場合は、この契約に基づき発注者が受注者に支払うべき代金その他の債務とこれを相殺することができる。

る。

(裁判管轄)

第 40 条 この契約に関する訴訟の管轄裁判所は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(個人情報の取扱い)

第 41 条 受注者は、次の各号に掲げるとおり、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利又は利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適切に行わなければならない。

- (1) 受注者は、業務に関して知り得た個人情報をみだりに他に知らせてはならない。業務の終了後においても、同様とする。
- (2) 受注者は、業務を行うために個人情報を収集するときは、業務を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行われなければならない。
- (3) 受注者は、発注者の指示がある場合を除き、業務に関して知り得た個人情報を利用目的以外に利用し、若しくは加工し、又は発注者の承認なしに第三者に提供してはならない。
- (4) 受注者は、業務に関して知り得た個人情報の処理を自ら行うものとし、発注者の承諾のない限り、この契約の全部又は一部を再委託(再委託先が委託先の子会社(会社法(平成 17 年法律第 86 号)第 2 条第 1 項第 3 号に規定する子会社をいう。)である場合も含む。第 4 項から第 6 項までにおいて同じ。)することはできない。
- (5) 受注者は、業務を処理するために発注者から引き渡された個人情報が記録された資料等(フロッピーディスクなどの電磁的記録を含む。)を複製又は複写してはならない。受注者は、発注者との契約の履行のために個人情報が記録された資料等を複製又は複写する必要がある場合には、発注者に対して、その範囲・数量等を書面により通知して承諾を得なければならない。
- (6) 受注者は、業務を処理するために、発注者から提供を受け、又は受注者自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この契約終了後速やかに、発注者に返還し、又は引き渡さなければならない。ただし、発注者が別に指示したときは当該方法による。
- (7) 受注者は、業務に関して知り得た個人情報の紛失、破壊、改ざん、毀損、漏えいその他の事故を防止するために必要な措置を講ずるように努めなければならない。また、受注者は受注者の従業員その他受注者の管理下にて業務に従事する者に対して、受注者と同様の秘密保持義務を負担させるものとする。
- (8) 受注者は、個人情報の紛失、破壊、改ざん、毀損、漏えいその他の事故が発生又は生ずるおそれのあることを知った場合は、直ちに発注者に報告する。
- (9) 受注者は、この契約に関し個人情報の紛失、破壊、改ざん、毀損、漏えいその他の事故が発生し、発注者が第三者から請求を受け、又は、第三者との間で紛争が発生した場合、発注者の指示に基づき受注者の責任と費用負担でこれらに対処するものとする。この場合において、発注者が直接又は間接の損害を被ったときは、受注者は発注者に対して当該損害を賠償しなければならない。ただし、受注者の責めに帰すべき事由によらないときは、この限りではない。

2 受注者は、受注者における個人情報管理に係る責任者及び業務従事者の管理並びに実施体制、個人情報の管理の状況についての検査に関する事項等の必要な事項について明記した書面を発注者に提出しなければならない。

- 3 発注者は、受注者に提供する業務に係る個人情報の秘匿性等その内容やその量等に応じて、受注者における管理体制及び実施体制や個人情報の管理状況の確認を行うことができる。確認は、少なくとも年1回以上、原則として実地検査により行うことができる。
- 4 受注者は、個人情報の取扱いに係る業務を再委託する場合には、再委託先に第1項と同様の措置を講じさせなければならない。
- 5 発注者は、再委託される業務に係る個人情報の秘匿性等その内容に応じて、受注者を通じて又は発注者自らが第3項と同様の措置を実施することができる。
- 6 前二項に掲げる事項については、個人情報の取扱いに係る業務について再委託先が再々委託を行う場合以降も同様とする。
- 7 発注者は、前各項の規定が遵守されていないと判断した場合、この契約の全部又は一部を直ちに解除し、損害賠償請求をすることができる。
- 8 前項に基づき契約を解除する場合において、受注者から発注者に支払う違約金については第34条第2項、発注者が受注者に対し請求する損害賠償については同条第6項の規定による。

(情報セキュリティの確保)

- 第42条 受注者は、この契約の履行に関し、情報システム(情報処理及び通信に関わるシステムであつて、ハードウェア、ソフトウェア及びネットワーク並びに記録媒体で構成されるものをいう。)を利用する場合には、発注者の情報及び情報システムを保護するために、情報システムからの情報漏えい、コンピュータウィルスの侵入等の防止その他必要な措置を講じなければならない。なお、発注者は、本条の規定が遵守されていないと判断した場合、この契約の全部又は一部を直ちに解除し、損害賠償請求をすることができる。
- 2 前項に基づき契約を解除する場合において、受注者から発注者に支払う違約金については第34条第2項、発注者が受注者に対し請求する損害賠償については同条第6項の規定による。
  - 3 受注者は、次の各号に掲げる事項を遵守するほか、発注者の情報セキュリティ確保のために、発注者が必要な指示を行ったときは、その指示に従わなければならない。
    - (1) この契約の業務に携わる者(以下「業務担当者」という。)を特定し、それ以外の者に業務をさせないこと。
    - (2) この契約に関して知り得た情報(発注者に引き渡すべきコンピュータプログラム著作物及び計算結果を含む。以下同じ。)を取り扱う情報システムについて、業務担当者以外が当該情報にアクセス可能とならないよう適切にアクセス制限を行うこと。
    - (3) この契約に関して知り得た情報を取り扱う情報システムについて、ウィルス対策ツール及びファイアウォール機能の導入、セキュリティパッチの適用等適切な情報セキュリティ対策を実施すること。
    - (4) P2Pファイル交換ソフトウェア(Winny、WinMX、KaZaa、Share等をいう。)及びSoftEtherを導入した情報システムにおいて、この契約に関して知り得た情報を取り扱わないこと。
    - (5) 発注者の承諾のない限り、この契約に関して知り得た情報を発注者又は受注者の情報システム以外の情報システム(業務担当者が所有するパソコン等)において取り扱わないこと。
    - (6) 委任をし、又は下請負をさせた場合は、当該委任又は下請負を受けた者のこの契約に関する行為について、発注者に対し全ての責任を負うとともに、当該委任又は下請負を受けた者に対して、情報セキュリティの確保について必要な措置を講ずるよう努めること。

- (7) 発注者が求めた場合には、情報セキュリティ対策の実施状況についての監査を受け入れ、これに協力すること。
- (8) 発注者の提供した情報並びに受注者及び委任又は下請負を受けた者が本業務のために収集した情報について、災害、紛失、破壊、改ざん、毀損、漏えい、コンピュータウイルスによる被害、不正な利用、不正アクセスその他の事故が発生又は生ずるおそれのあることを知った場合は、直ちに発注者に報告し、発注者の指示に従うこと。この契約の終了後においても、同様とする。

(協議事項)

第 43 条 この契約に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、発注者及び受注者間で協議して定めるものとする。